

令和 8 年度「首都圏等における令和 8 年熊本地震からの熊本プロモーション」
業務委託に係るプロポーザル審査基準

評価項目	配点
①提案内容は、仕様書の「業務の目的」「委託業務の内容」を十分理解したものとなっているか。(今だからこそそのタイミング・内容、発信方法、全体的なまとまり感など)	10
②広報媒体の発信量は十分か(十分な露出機会が確保されているか)	15
③熊本のイメージアップ・認知度向上につながる広報展開か。(斬新なアイデア、話題性のある提案内容など)	20
④一方的な情報提供や発信だけではなく、震災からの復旧・復興の姿に多くの方々が共感し、熊本への継続的な支援や関与につながるような“企画・仕掛け”があるか。(SNS 広告等を主とした一方的な情報発信になっていないか)	20
⑤くまモンやタレント、インフルエンサー等効果的に活用し、話題性のあるものとなっているか。	10
⑥広報展開スケジュールは、十分なプロモーション期間が確保されており、効果的な時期をとらえているか。また、準備期間に無理はないか。	10
⑦事業効果を図るための適切な効果測定指標が設定されているか。	5
⑧本業務を運営・遂行するスタッフ体制は、十分か。(イベントの事前調整・準備及び当日の対応について、十分に執行できるスタッフ数及び複数のスタッフが担当を行うなど着実に業務遂行できる実施体制が確保されているか。パートナー企業の数に制限はないが、仮にそれらが多数入ることにより、本県の考えが上手く伝わらない、スピードが損なわれるなど懸念を抱かせる提案になってないか。)	5
⑨・熊本県ブライト企業の認定を受けているか。 ・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があるか。 ・事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績(今年度又は前年度)があるか。 ・熊本県 SDGs 登録制度、パートナーシップ構築宣言又は熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか。	5
合計	100